平成十二年政令第二百四十九号 外務省組織令

九十四号)の規定に基づき、 百二十号)及び外務省設置法(平成十一年法律第内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第 この政令を制定す

第一章 秘書官(第 一条)

目

第二章 節 内部部局等 大臣官房及び局並びに国際情報統括

第二節 特別な職の設置等(第十五条—第十 官の設置等(第二条―第十四条) 七条)

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房(第十八条—第二十八

第二款 総合外交政策局(第二十九条 三十六条) —第

第四款 第三 款 北米局(第四十六条—第四十九 四十五条) アジア大洋州局(第三十七条―第

第五款 中南米局 (第五十条-第五十)

第七款 第六款 欧州局 中東アフリカ局(第五十八条―第 (第五十三条—第五十七

第八款 経済局(第六十三条—第六十七 十二条)

第九款 国際協力局(第六十八条—第七十 七条の二

第十一款 第十款 国際法局(第七十八条—第八十三 領事局(第八十四条—第八十八

第十二款 国際情報統括官(第八十九条

第四章 第三章 施設等機関 (第九十三条) 審 議会等(第九十条—第九十二条)

第一章 秘書官

(秘書官の定数)

第一条 秘書官の定数は、 一人とする。

第二章 内部部局等

統括官の設置等 大臣官房及び局並びに国際情報

(大臣官房及び局並びに国際情報統括官の設置

第二条 外務省に、 国際情報統括官一人を置く。 総合外交政策局 大臣官房及び次の十局並びに

アジア大洋州局

北米局 中南米局

欧州局 中東アフリカ局

経済局

国際協力局 国際法局

領事局

2 ジア大洋州局に南部アジア部を、 局にアフリカ部を置く。 総合外交政策局に軍縮不拡散・科学部を、 中東アフリカ

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさど

ること。 外務省の所掌事務に関する総合調整に関す

三 法令案その他の公文書類の審査に関するこ 外務省の行政の考査に関すること。

五四 国会との連絡に関すること。 機密に関すること

六 外務省の保有する情報の公開に関するこ

七 外務省の保有する個人情報の保護に関する

九 の他の人事並びに教養及び訓練に関するこ 外務省の機構及び定員に関すること。 外務省の職員の任免、給与、 懲戒、服務そ

すること。 公文書類の接受、 発送、 編集及び保存に関

決算及び会計並びに会計の監査に関する 大臣の官印及び省印の保管に関するこ 外務省の所掌に係る経費及び収入の予

十三 外務省所管の行政財産及び物品の管理に 関すること

の管理のうち外務省の所掌に係るものに関す 外務省の所掌に係るものに関すること。 東日本大震災復興特別会計に属する物品 東日本大震災復興特別会計の経理のうち

ること。

厚生に関すること。 外務省の職員の衛生、医療その他の福利

関すること。 外務省の所掌事務に関する政策の評価に 外交政策についての広報に関すること。

価に関すること (前号に掲げるものを除く。) 外務省の所掌に係る経済協力に関する評

 $\overline{+}$ 条約書その他の外交文書を保管するこ

<u>+</u> 外交史料の編さんに関すること。

一十三 国立国会図書館支部外務省図書館に関 翻訳を行うこと。

すること。 に関すること。 外交文書の発受その他の外交上の通信

二 十 五 に関すること。 外務省の情報システムの整備及び管理

二十六 外交官及び領事官の派遣に関する

二十七 外交官及び領事官の接受並びに国際機

関の要員の受入れに関すること。 に関し推薦及びあっせんを行うこと。 及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与 受領に関しあっせんを行うこと並びに外国人 外国の勲章又は記章の日本国民による

三十 海外事情についての国内広報その他啓発 括に関すること。

他の外交上の儀礼に関する事務の処理及び総一十九 前三号に掲げるもののほか、儀典その

三十二 文化の分野における国際交流に関し、 二十一 文化の分野における国際交流に係る外 報その他啓発のための措置に関すること。 交政策に関すること。 のための措置及び日本事情についての海外広

三十三 文化の分野における国際交流に関し、 み(以下「国際機関等」という。) への参加国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組 日本国政府を代表して行う国際連合その他の 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉 並びに国際機関等との協力に関すること。 及び協力に関すること。

三十四四 外国における日本文化の紹介に関する

三十五 び総括に関すること。 ける国際交流に関する対外関係事務の処理及 るもののほか、海外広報及び文化の分野にお 第十七号、第三十号及び前三号に掲げ

三十六 前各号及び次号に掲げるもののほか、 対外関係事務の処理及び総括に関すること (他の所掌に属するものを除く。)。

重要政策に関して閣議において決定された基連する特定の内閣の重要政策について、当該一十七 外務省設置法第三条第一項の任務に関 に総合調整に関すること。 本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統 一を図るために必要となる企画及び立案並び

所掌事務で他の所掌に属しないものに関する ے ع 前各号に掲げるもののほか、外務省の

(総合外交政策局の所掌事務)

第四条 総合外交政策局は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

政策の企画及び立案に関すること。係る基本的な外交政策その他の基本的な外交 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に

三 次に掲げる事項に係る外交政策に関するこ する事務を総括すること。

1 るものに限る。) びに国際機関等の行政及び財政の分野に係国際機関等に関する事項(政治の分野並

じ。)、薬物及び国際的な組織犯罪 人権、人道(難民問題を含む。 下 同

軍備管理及び軍縮

国際貿易 国際的な平和及び安全の維持に関連する

原子力の平和的利用

び協力に関すること。 本国政府を代表して行う外国政府との交渉及 前号イからへまでに掲げる事項に関し、 日

Ŧi. 加及び国際機関等との協力に関すること。日本国政府を代表して行う国際機関等への参 前二号に掲げるもののほか、第三号イから 第三号イからへまでに掲げる事項に関し、

処理及び総括に関すること

までに掲げる事項に関する対外関係事務の

括に関すること。

務に関し、あっせん、連絡その他必要な措置。 国際機関等における邦人職員の任用及び勤 をとること。

国際連合に関する資料の収集及び保管に関 国際連合その他の国際機関に関する団体の

までに掲げる事務のうちこれらの事項に係るも 交政策に関すること及び前項第四号から第六号び第三十五条第六号において同じ。)に係る外 ては、宇宙に関するものを除く。以下この項及 までに掲げる事項(同号へに掲げる事項にあっ 軍縮不拡散・科学部は、前項第三号ハからへ 指導及び助成に関すること。

(アジア大洋州局の所掌事務)

のをつかさどる。

第五条 アジア大洋州局は、次に掲げる事務をつ アジア及び大洋州の諸国に関する外交政策

府を代表して行う外国政府との交渉及び協力 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政

に関すること。

府を代表して行う国際機関等への参加及び国一 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政 際機関等との協力に関すること。

洋州の諸国に関する政務の処理に関するこ 前二号に掲げるもののほか、アジア及び大

外地整理事務に関すること。

外関係事務の総括に関すること。 アジア及び大洋州の諸国との間における対

に関するものをつかさどる。 及び第六号に掲げる事務のうち南部アジア諸国 南部アジア部は、前項第一号から第四号まで

第六条 北米局は、次に掲げる事務をつかさど

三 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行 う国際機関等への参加及び国際機関等との協 う外国政府との交渉及び協力に関すること。 力に関すること。 北米諸国に関し、日本国政府を代表して行 北米諸国に関する外交政策に関すること。

する政務の処理に関すること。 前二号に掲げるもののほか、北米諸国に関

北米諸国との間における対外関係事務の総

2

アフリカ諸国(アルジェリア、エジプト、

チュ

アフリカ部は、前項各号に掲げる事務のうち

に関すること。 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱い

(中南米局の所掌事務)

第七条 中南米局は、次に掲げる事務をつかさど

中南米諸国に関する外交政策に関するこ

行う外国政府との交渉及び協力に関するこ 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して

三 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して 協力に関すること。 行う国際機関等への参加及び国際機関等との

関する政務の処理に関すること。 前二号に掲げるもののほか、中南米諸国に

五. 総括に関すること。 中南米諸国との間における対外関係事務の

(欧州局の所掌事務)

第八条 る。 欧州局は、次に掲げる事務をつかさど

三 欧州諸国に関し、日本国政府を代表して行 う国際機関等への参加及び国際機関等との協 う外国政府との交渉及び協力に関すること。 力に関すること。 欧州諸国に関し、日本国政府を代表して行 欧州諸国に関する外交政策に関すること。

几 五. する政務の処理に関すること。 前二号に掲げるもののほか、欧州諸国に関

括に関すること。 欧州諸国との間における対外関係事務の総

(中東アフリカ局の所掌事務)

第九条 中東アフリカ局は、次に掲げる事務をつ かさどる。 中東及びアフリカの諸国に関する外交政策

府を代表して行う外国政府との交渉及び協力二 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政

に関すること。

府を代表して行う国際機関等への参加及び国三 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政 几 リカの諸国に関する政務の処理に関するこ 際機関等との協力に関すること。 前二号に掲げるもののほか、中東及びアフ

Ŧi. 外関係事務の総括に関すること。 中東及びアフリカの諸国との間における対

ニジア、モロッコ及びリビアを除く。第六十一 条において同じ。)に関するものをつかさどる。 (経済局の所掌事務)

|第十条 経済局は、次に掲げる事務をつかさど

対外経済関係に係る外交政策に関するこ

の処理に関するものを除く。)。 と(条約その他の国際約束に基づく紛争解決 て行う外国政府との交渉及び協力に関するこ 対外経済関係に関し、日本国政府を代表し

の協力に関すること。 て行う国際機関等への参加及び国際機関等と一 対外経済関係に関し、日本国政府を代表し

Ŧi. 統計の作成を行うこと。 の利益その他の利益の保護及び増進に関する1 日本国民の海外における法律上又は経済上 こと (対外経済関係に関するものに限る。)。 国際経済事情の調査及び国際経済に関する

に基づく紛争解決の処理に関するものを除び総括に関すること(条約その他の国際約束対外経済関係に関する対外関係事務の処理及 \ `° 第二号から前号までに掲げるもののほか、

(国際協力局の所掌事務)

第十一条 さどる。 国際協力局は、次に掲げる事務をつか

策局の所掌に属するものを除く。)。 と(ハに掲げる事項にあっては、総合外交政 次に掲げる事項に係る外交政策に関するこ

経済協力

口 るものを除く。) びに国際機関等の行政及び財政の分野に係 国際機関等に関する事項(政治の分野並

あっては、総合外交政策局の所掌に属するも び協力に関すること(同号ハに掲げる事項に 本国政府を代表して行う外国政府との交渉及 前号イからハまでに掲げる事項に関し、 め、国際社会が共同して取り組む必要があ属する問題であって、人類共通の福祉のた るものに係る事項 社会の分野に係る事項及び経済の分野に 日

加及び国際機関等との協力に関すること(同日本国政府を代表して行う国際機関等への参 号ハに掲げる事項にあっては、総合外交政策 局の所掌に属するものを除く。) 第一号イからハまでに掲げる事項に関し、

及び総括に関すること

のを除く。)。

兀 外務省の所掌に係る政府開発援助に関する

五. 関係行政機関の行う企画の調整に関するこ 政府開発援助全体に共通する方針に関する

行政機関の行う企画及び立案の調整に関する 案の調整に関すること 協力に関する関係行政機関の行う企画及び立 政府開発援助のうち技術協力に関する関係 政府開発援助のうち有償の資金供与による

本邦からの海外投資に関する利益を保 及び増進すること

に関する統計の作成を行うこと。 国際経済協力事情の調査及び国際経済協力

外移住に係る業務を除く。)に関すること。 独立行政法人国際協力機構の行う業務 国際緊急援助活動に関すること。

項にあっては総合外交政策局の所掌に属する 所掌に属するもの、同号ロ及びハに掲げる事 ものを除く。)。 る対外関係事務の処理及び総括に関すること か、第一号イからハまでに掲げる事項に関す (同号イに掲げる事項にあっては大臣官房の 第二号から前号までに掲げるものの

(国際法局の所掌事務)

第十二条 どる。 国際法局は、次に掲げる事務をつかさ

国際法に係る外交政策に関すること。

一 条約その他の国際約束の締結に関するこ

三 条約その他の国際約束及び確立された国 法規の解釈及び実施に関すること。

法律事項に関すること。 日本国政府として処理する必要のある渉外

五 国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、国際法 に関すること。 委員会及びアジア・アフリカ法律諮問委員会

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、 六 第三号及び第五号に掲げるもののほか、条 条約その他の国際約束及び確立された国際法 に関するものに限る。) に基づく紛争解決の約その他の国際約束(経済の分野に係る事項 る渉外法律事項に関する対外関係事務の処 規並びに日本国政府として処理する必要のあ 処理に関すること。

第十三条 (領事局の所掌事務 領事局は、

次に掲げる事務をつかさど

海外における邦人及び本邦に在留する外国 (以下「在日外国人」という。) に係る外

及び協力に関すること。 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉 海外における邦人及び在日外国人に関し、 2

加及び国際機関等との協力に関すること。 日本国政府を代表して行う国際機関等への参 海外における邦人及び在日外国人に関し、

法改正の国民の承認に係る投票における在外 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲 在外選挙の実施に関すること。

益その他の利益の保護及び増進に関すること 投票の実施に関すること。 (経済局及び国際協力局の所掌に属するもの 海外における邦人の法律上又は経済上の利

の他の安全に関すること。 海外における邦人の生命及び身体の保護そ 2 公文書監理官は、命を受けて、外務省の所掌

事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連

公の機関が発給した文書の内外にわたる証明 身分関係事項その他の事実について内外の 海外における邦人の身分関係事項に関する

関すること。 に関すること。 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に

査証に関すること

の事務の連絡調整に関すること。 在日外国人の待遇に関する関係行政機関

を総括整理する。

十三 第二号から前号までに掲げるもののほ る対外関係事務の処理及び総括に関するこ か、海外における邦人及び在日外国人に関す 5

(国際情報統括官の職務)

第十四条 国際情報統括官は、次に掲げる事務を つかさどる 国際情勢に関する情報の収集及び分析並び

に外国及び国際機関等に関する調査に関する

一 外務省が収集した情報の総合的な管理に関 外務省が行う情報の収集及び分析に関する

総合的な計画を作成し、並びにその実施に関

する事務を総括すること。

兀 外務省が行う調査事務の総合的な管理に関

Ŧi. 対外関係事務の総括に関すること。 に外国及び国際機関等に関する調査に関する 国際情勢に関する情報の収集及び分析並び

(官房長) 第二節 特別な職の設置等

第十五条 大臣官房に、官房長を置く。

理する。 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌

道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議 (公文書監理官、監察査察官、儀典長、外務報 官及び審議官)

第十六条 大臣官房に、公文書監理官一人(関係 人は、関係のある他の職を占める者をもって充規模課題審議官一人及び審議官十六人(うち三 のとする。)、監察査察官一人、儀典長一人、外 のある他の職を占める者をもって充てられるも 務報道官一人、国際文化交流審議官一人、地球 てられるものとする。)を置く。 3

3 法(昭和二十七年法律第四十一号)第十六条の務のうち監察に関する重要事項及び外務公務員 関係事務を総括整理する。 項についての企画及び立案に参画し、 規定に基づき査察使が行う査察に関する重要事 施の確保に係る重要事項についての事務並びに する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実 監察査察官は、命を受けて、外務省の所掌事 関係事務

する。 の儀礼に係る重要事項に関する事務を総括整理 儀典長は、命を受けて、儀典その他の外交上

係る重要事項に関する事務を総括整理する。 めの措置並びに文化の分野における国際交流に 務のうち国内広報及び海外広報その他啓発のた 外務報道官は、命を受けて、外務省の所掌事

に関する対外関係事務に係る重要事項について の所掌事務のうち文化の分野における国際交流 の企画及び立案に参画し、 地球規模課題審議官は、命を受けて、外務省 国際文化交流審議官は、命を受けて、外務省 関係事務を総括整理

事項についての企画及び立案に参画し、 のに係る事項並びにこれらの事項及び経済協力 |関連する国際機関等に関する事項に係る重要

関する重要事項についての企画及び立案に参画 し、関係事務を総括整理する。 審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務に

報化参事官、参事官及び調査官) (政策立案参事官、サイバーセキュリティ・情

| 2 政策立案参事官は、命を受けて、外務省の所 の推進についての企画及び立案に参画し、関係 掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案 官十二人及び調査官一人を置く。

併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に るサイバーセキュリティをいう。)の確保並び を受けて、外務省の所掌事務に関するサイバー に情報システムの整備及び管理並びにこれらと セキュリティ(サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) 第二条に規定す ついての企画及び立案に参画する。 サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命

4 関する特定の重要事項についての企画及び立案 に参画する。

画する。 に関する特定事項についての調査及び研究に参

第三節 課の設置等 第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十八条 大臣官房に、次の八課並びに儀典 総務課 官一人及び国際報道官一人を置く。

報道課 広報文化外交戦略課 在外公館課

会計課 情報通信課 人事課

(総務課の所掌事務) 文化交流・海外広報課

第十九条 る 総務課は、次に掲げる事務をつかさど

画の作成、社会の分野に係る事項及び経済の分 の所掌事務のうち経済協力に関する分野別の計

野に属する問題であって、

人類共通の福祉のた

め、国際社会が共同して取り組む必要があるも 関係事 ること

第十七条 大臣官房に、政策立案参事官一人、 イバーセキュリティ・情報化参事官一人、参事 サ

事務に関し必要な調整を行う。

参事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に

5 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務

外務省の所掌事務に関する総合調整に関す

三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に 関すること 外務省の行政の考査に関すること。

外務省の事務能率の増進に関すること。 国会との連絡に関すること。

機密に関すること。

外務省の保有する情報の公開に関するこ

八 外務省の保有する個人情報の保護に関する

十一 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官 十二 外務省の所掌事務に関する政策の評価に の官印並びに省印の保管に関すること。 公文書類の編集及び保存に関すること。 外務省の機構に関すること

価に関すること (前号に掲げるものを除く。) 関すること。 外務省の所掌に係る経済協力に関する評

十 四 ح 条約書その他の外交文書を保管するこ

十七 十 五 十六 翻訳を行うこと。 外交史料の編さんに関すること

十八 国立国会図書館支部外務省図書館に関す すること。 外務省の所掌事務に関する官報掲載に関

十九 前各号及び次号に掲げるもののほか、 ること

の所掌に属するものを除く。)。 外関係事務の処理及び総括に関すること (他 対

一十 外務省設置法第三条第一項の任務に関連 的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一 総合調整に関すること を図るために必要となる企画及び立案並びに 要政策に関して閣議において決定された基本 する特定の内閣の重要政策について、当該重

所掌事務で他の所掌に属しないものに関する 前各号に掲げるもののほか、外務省の

第二十条 人事課は、 次に掲げる事務をつかさど

0) 他の人事並びに教養及び訓練に関するこ 外務省の職員の任免、給与、懲戒、服務そ

儀式に関すること。 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び 外務省の職員の採用試験に関すること。

恩給に関する連絡事務に関すること。

関し推薦及びあっせんを行うこと。 外務人事審議会の庶務に関すること。 外国に居住する邦人に対する栄典の授与に 外務省の定員に関すること。

二十一条 情報通信課は、(情報通信課の所掌事務)

第二十一条 かさどる。 次に掲げる事務をつ

すること。 外交文書の発受その他の外交上の通信に関 公文書類の接受及び発送に関すること。

Ŧī.

すること 外務省の情報システムの整備及び管理に関

(会計課の所掌事務)

第二十二条 会計課は、 次に掲げる事務をつかさ

外務省の所掌に係る経費及び収入の予算

決算及び会計並びに会計の監査に関するこ 外務省所管の行政財産及び物品の管理に関

務省の所掌に係るものに関すること。 東日本大震災復興特別会計の経理のうち外

管理のうち外務省の所掌に係るものに関する 東日本大震災復興特別会計に属する物品の 外務省所管の建築物の営繕に関すること

(在外公館課の所掌に属するものを除く。)。 庁内の管理に関すること。 外務省の職員に貸与する宿舎に関するこ

生に関すること(在外公館課の所掌に属するへ、外務省の職員の衛生、医療その他の福利厚 ものを除く。)。

(在外公館課の所掌事務) 外公館課の所掌に属するものを除く。)。 外務省の職員の能率増進に関すること (在

第二十三条 かさどる 在外公館課は、次に掲げる事務をつ

在外公館の運営に関すること。

務環境の改善及び整備に関すること。 在外公館に勤務する職員の勤務条件及び勤

(広報文化外交戦略課の所掌事務) 在外公館の営繕に関すること。

第二十四条 事務をつかさどる 広報文化外交戦略課は、 次に掲げる

> の企画及び立案に関すること。 措置並びに文化の分野における国際交流を広 国内広報及び海外広報その他啓発のための .かつ一体的に推進するための基本的な方針

事務を総括すること。 前号に規定する措置及び国際交流に関する

三 外交政策及び海外事情についての国内広報

資料の作成及び人物の派遣に関するものに限 る。)。 に関すること(海外広報の目的をもって行う 外交政策及び日本事情についての海外広報

に関する事項の調査及び是正に関すること。 教育資料その他の外国の資料における日本

六 独立行政法人国際交流基金の組織及び運営

t (報道課の所掌事務) 海外広報課の所掌に属するものを除く。)。 務の処理及び総括に関すること(文化交流・ の分野における国際交流に関する対外関係事 第二号及び前号に掲げるもののほか、文化

第二十五条 報道課は、 次に掲げる事務をつかさ

すること。 海外事情についての啓発のための措置に関

除く。)。

(文化交流・海外広報課の所掌事務)

る事務をつかさどる。

国政府を代表して行う外国政府との交渉及び二 文化の分野における国際交流に関し、日本

び国際機関等との協力に関すること。国政府を代表して行う国際機関等への参加及三 文化の分野における国際交流に関し、日本 兀

外国における日本文化の紹介に関するこ

六 て行う人物の派遣及び招へいに関すること。 文化の分野における国際交流の目的をもっ

に関すること。

般に関すること。

する広報に関すること。 外交政策についての本邦の報道関係者に対

三 日本事情についての啓発のための措置に関 すること(国際報道官の所掌に属するものを

第二十六条 文化交流・海外広報課は、 次に掲げ

策に関すること。 文化の分野における国際交流に係る外交政

協力に関すること。

条約その他の国際約束の締結の準備及びその2 文化の分野における国際交流を目的とする

(国際協力局の所掌に属するものを除く。)。 スポーツの国際交流に関すること。 留学生及び留学生関係団体に関すること

九 外国における日本研究及び日本語の普及に

るものを除く。)。 すること(広報文化外交戦略課の所掌に属す 独立行政法人国際交流基金の行う業務に関

報に関すること(広報文化外交戦略課の所掌-一 外交政策及び日本事情についての海外広 に属するものを除く。)。

儀典総括官の職務)

第二十七条 儀典総括官は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

要員の受入れに関すること。 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の 外交官及び領事官の派遣に関すること。

する栄典の授与に関し推薦及びあっせんを行 うこと に関しあっせんを行うこと並びに外国人に対 外国の勲章又は記章の日本国民による受領

兀 関すること。 外交上の儀礼に関する事務の処理及び総括に 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の

|国際報道官の職務|

第二十八条 国際報道官は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

する広報に関すること。 外交政策についての外国の報道関係者に対

二 日本事情についての情報の提供その他の海 外に対する啓発のための措置に関すること。 第二款 総合外交政策局

(総合外交政策局に置く課等)

学部に置くもののほか、次の五課及び参事官四第二十九条 総合外交政策局に、軍縮不拡散・科 をもって充てられるものとする。)を置く。 人(うち三人は、関係のある他の職を占める者

安全保障政策課

国連企画調整課 国連政策課

2 不拡散・科学原子力課 軍備管理軍縮課 人権人道課 軍縮不拡散・科学部に、 次の二課を置

第三十条 る (総務課の所掌事務) 総務課は、次に掲げる事務をつかさど

> 整に関すること 総合外交政策局の所掌事務に関する総合調

に関すること(他課の所掌に属するものを除 に規定する基本的な外交政策の企画及び立案 総合的な外交政策又は第四条第一項第一号

三 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関 する事務を総括すること

に属するものを除く。)。 理及び総括に関すること(国連政策課の所掌 るものに限る。) に関する対外関係事務の コ):そう。 こ関する対外関係事務の処国際機関等に関する事項(政治の分野に係っる事務を維持する。

Ŧi. 局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関 前各号に掲げるもののほか、総合外交政策 すること。

(安全保障政策課の所掌事務)

第三十一条 をつかさどる。 安全保障政策課は、 次に掲げる事務

交政策のうち日本国の安全保障に係るもの 企画及び立案に関すること。 第四条第一項第一号に規定する基本的な外 0)

一 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関 する事務を総括すること。

三 次に掲げる事項に係る外交政策に関するこ

薬物及び国際的な組織犯罪

宇宙に関する科学

代表して行う外国政府との交渉及び協力に関 すること。 前号に規定する事項に関し、日本国政府を

を代表して行う国際機関等への参加及び国際一 第三号に規定する事項に関し、日本国政府

機関等との協力に関すること。 0) ること 国際約束の締結の準備及びその実施に関す 第三号に規定する事項に関する条約その他

する事項に関する対外関係事務の処理及び総 括に関すること。 前三号に掲げるもののほか、第三号に規定

国連企画調整課の所掌事務)

第三十二条 国連企画調整課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

う。)に関すること するものを除く。)。 立案(次号において 交政策のうち国際連合に係るものの企画及び 第四条第一項第一号に規定する基本的な外 「国際連合企画等」とい (国連政策課の所掌に属

- 交政策に関する事務を総括すること。 国際連合企画等に関する事務に関連する外
- に関すること。 国際機関等の行政及び財政に係る外交政策
- 政府を代表して行う外国政府との交渉及び協」 国際機関等の行政及び財政に関し、日本国 力に関すること。
- 政府を代表して行う国際機関等への参加及び」国際機関等の行政及び財政に関し、日本国 国際機関等との協力に関すること。 の他の国際約束の締結の準備及びその実施に 国際機関等の行政及び財政に関する条約そ
- び総括に関すること。行政及び財政に関する対外関係事務の処理及 前三号に掲げるもののほか、国際機関等の

関すること。

- 務に関し、あっせん、連絡その他必要な措置 をとること。 国際機関等における邦人職員の任用及び勤
- 九 国際連合に関する資料の収集及び保管に関 すること。
- (国連政策課の所掌事務) 指導及び助成に関すること。 国際連合その他の国際機関に関する団体の
- 第三十三条 交政策のうち国際連合安全保障理事会に係る第四条第一項第一号に規定する基本的な外 国連政策課は、 次に掲げる事務をつ
- ける国際連合の活動に係る外交政策に関する二 前号に掲げるもののほか、政治の分野にお ものの企画及び立案に関すること。
- 三 国際連合に関し、日本国政府を代表して行 う外国政府との交渉及び協力に関すること (政治の分野におけるものに限る。)。
- 力に関すること(政治の分野におけるものにう国際機関等への参加及び国際機関等との協」 国際連合に関し、日本国政府を代表して行 限る。)。
- 締結の準備及びその実施に関すること(政治 国際連合に関する条約その他の国際約束の の分野におけるものに限る。)。
- (人権人道課の所掌事務) と(政治の分野におけるものに限る。)。 する対外関係事務の処理及び総括に関するこ 前三号に掲げるもののほか、国際連合に関
- 人権人道課は、 次に掲げる事務をつ

- 二 前号に規定する事項に関し、日本国政府を 代表して行う外国政府との交渉及び協力に関 すること。
- 機関等との協力に関すること。 を代表して行う国際機関等への参加及び国際 第一号に規定する事項に関し、日 本国政府
- 兀 の国際約束の締結の準備及びその実施に関す」第一号に規定する事項に関する条約その他
- Ŧi. する事項に関する対外関係事務の処理及び総 前三号に掲げるもののほか、第一号に規定

交政策局の所掌事務に関する特定の重要事項に ついての企画及び立案に参画する。

(軍備管理軍縮課の所掌事務)

をつかさどる。 2

合調整に関すること。 軍縮不拡散・科学部の所掌事務に関する総

南西アジア課

表して行う外国政府との交渉及び協力に関す

兀 表して行う国際機関等への参加及び国際機関」 軍備管理及び軍縮に関し、日本国政府を代 等との協力に関すること。

五. 際約束の締結の準備及びその実施に関するこ 軍備管理及び軍縮に関する条約その他の国

六 外関係事務の処理及び総括に関すること(不第三号ハからへまでに掲げる事項に関する対、 前三号に掲げるもののほか、第四条第一項 拡散・科学原子力課の所掌に属するものを除

第三十六条 不拡散・科学原子力課は、 る事務をつかさどる。 次に掲げ

国際的な平和及び安全の維持に関連する

口 玉 原子力の平和的利用

- ること
- 括に関すること。

(参事官の職務)

第三十四条の二 参事官は、命を受けて、総合外

第三十五条 軍備管理軍縮課は、 次に掲げる事務

二 軍備管理及び軍縮に係る外交政策に関する こと。

三 軍備管理及び軍縮に関し、日本国政府を代 ること。

(不拡散・科学原子力課の所掌事務)

次に掲げる事項に係る外交政策に関するこ

人権及び人道に係る外交政策に関するこ

び協力に関すること。 本国政府を代表して行う外国政府との交渉及 前号イからハまでに掲げる事項に関し、日 科学(宇宙に関するものを除く。)

第一号イからハまでに掲げる事項に関し、

実施に関すること。 条約その他の国際約束の締結の準備及びその 加及び国際機関等との協力に関すること。 日本国政府を代表して行う国際機関等への 第一号イからハまでに掲げる事項に関する

第三款 アジア大洋州局

第三十七条 アジア大洋州局に、南部アジア部に 置くもののほか、次の五課を置く。 (アジア大洋州局に置く課)

中国・モンゴル第二課中国・モンゴル第一課 北東アジア第二課北東アジア第一課 大洋州課

南東アジア第二課 南部アジア部に、 次の三課を置

第三十八条 北東アジア第一課は、(北東アジア第一課の所掌事務) 務をつかさどる。 次に掲げる事

整に関すること。 アジア大洋州局の所掌事務に関する総合調

策に関すること。 アジア大洋州地域に関する総合的な外交政

兀 に関すること(南部アジア部及び他課の所掌府を代表して行う外国政府との交渉及び協力 に属するものを除く。)。 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政大韓民国に関する外交政策に関すること。

府を代表して行う国際機関等への参加及び国五 アジア及び大洋州の諸国に関し、日本国政 部及び他課の所掌に属するものを除く。)。 際機関等との協力に関すること(南部アジア 洋州の諸国に関する政務の処理に関すること 前二号に掲げるもののほか、アジア及び大

t ル第一課の所掌に属するものを除く。)。 を除く。)。 (南部アジア部及び他課の所掌に属するもの 外地整理事務に関すること(中国・モンゴ

八 部の所掌に属するものを除く。) 外関係事務の総括に関すること(南部アジア アジア及び大洋州の諸国との間における対

(北東アジア第二課の所掌事務)

第三十九条 北東アジア第二課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

朝鮮に関する外交政策に関すること(北東

を除く。)の処理に関すること。 アジア第一課の所掌に属するものを除く。)。 朝鮮に関する政務(大韓民国に関する政務

第四十条 中国・モンゴル第一課は、次に掲げる (中国・モンゴル第一課の所掌事務)

事務をつかさどる。

ること(中国・モンゴル第二課の所掌に属す中国及びモンゴルに関する外交政策に関す るものを除く。)。

するものを除く。)。 すること(中国・モンゴル第二課の所掌に属一 中国及びモンゴルに関する政務の処理に関

在外公館等借入金の審査確認事務に関する

(中国・モンゴル第二課の所掌事務)

第四十一条 る事務をつかさどる。 中国及びモンゴルに関し、 中国・モンゴル第二課は、 経済に関する外 次に掲げ

一 中国及びモンゴルに関し、 交政策に関すること。 経済に関する政

務の処理に関すること。

(大洋州課の所掌事務)

第四十二条 さどる。 大洋州課は、 次に掲げる事務をつか

ニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャ ウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプア ること。 ル及びミクロネシアに関する外交政策に関す ア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニ オーストラリア、キリバス、クック、サ

一 前号に掲げる諸国及び英領太平洋諸島に関 する政務の処理に関すること。

(南東アジア第一課の所掌事務)

第四十三条南東アジア第一課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

に関すること。 カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー 南部アジア部の所掌事務に関する総合調整

三 南部アジア諸国に関し、日本国政府を代表 所掌に属するものを除く。) 及びラオスに関する外交政策に関すること。 こと(南東アジア第二課及び南西アジア課 して行う外国政府との交渉及び協力に関する

び南西アジア課の所掌に属するものを除く。) との協力に関すること(南東アジア第二課及 して行う国際機関等への参加及び国際機関等 南部アジア諸国に関し、日本国政府を代表

六 南部アジア諸国との間における対外関係事 る諸国に関する政務の処理に関すること。 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げ

(南東アジア第二課の所掌事務)

務の総括に関すること。

第四十四条 南東アジア第二課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

関する外交政策に関すること。 ル、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアに 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関 インドネシア、シンガポール、東ティモー

(南西アジア課の所掌事務) すること。

第四十五条 南西アジア課は、

次に掲げる事務を

つかさどる。 ブに関する外交政策に関すること。 ン、バングラデシュ、ブータン及びモルディ インド、スリランカ、ネパール、パキスタ

すること。 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関

第四款 北米局

(北米局に置く課)

第四十六条 北米局に、次の三課を置く。

北米第二課 北米第一課

日米安全保障条約課

(北米第一課の所掌事務

第四十七条 北米局の所掌事務に関する総合調整に関す 北米第一課は、 次に掲げる事務をつ

一 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダ ること

三 前号に掲げる諸国に関する外交政策に関す ること(北米第二課及び日米安全保障条約課 に関する総合的な外交政策に関すること。

すること (北米第二課及び日米安全保障条約代表して行う外国政府との交渉及び協力に関 の所掌に属するものを除く。)。 第二号に掲げる諸国に関し、日本国政府を の所掌に属するものを除く。)。

代表して行う国際機関等への参加及び国際機 第二号に掲げる諸国に関し、日本国政府を

> 日米安全保障条約課の所掌に属するものを除 関等との協力に関すること(北米第二課及び

る諸国に関する政務の処理に関すること(北 前二号に掲げるもののほか、第二号に掲げ 米第二課及び日米安全保障条約課の所掌に属 するものを除く。)。

t 係事務の総括に関すること。 第二号に掲げる諸国との間における対外関

(北米第二課の所掌事務)

第四十八条 北米第二課は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

に関し、経済に関する外交政策に関するこ アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダ

務の処理に関すること。 前号に掲げる諸国に関し、 経済に関する政

(日米安全保障条約課の所掌事務)

第四十九条 日米安全保障条約課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる

保障及び相互防衛援助に係る外交政策に関す ること。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全 保障及び相互防衛援助に関する政務の処理に 関すること。

三 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱い に関すること。

第五款 中南米局

(中南米局に置く課)

第五十条 中南米局に、次の二課を置く。 中米カリブ課

南米課

(中米カリブ課の所掌事務)

第五十一条 中米カリブ課は、次に掲げる事務を かさどる。

すること。 中南米局の所掌事務に関する総合調整に関

一 中南米地域に関する総合的な外交政策に関 すること。

三 アンティグア・バーブーダ、エルサルバド カ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグ ア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、 ンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニ セントクリストファー・ネービス、セントビ ナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、 ル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレ

ベリーズ、ホンジュラス及びメキシコに関す

Ŧi 行う国際機関等への参加及び国際機関等との 行う外国政府との交渉及び協力に関すること (南米課の所掌に属するものを除く。)。 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して 中南米諸国に関し、日本国政府を代表して

六 前二号に掲げるもののほか、第三号に掲げ る諸国に関する政務の処理に関すること。 のを除く。)。

協力に関すること(南米課の所掌に属するも

七 中南米諸国との間における対外関係事務の 総括に関すること。

(南米課の所掌事務)

第五十二条 南米課は、次に掲げる事務をつかさ

ベネズエラ、ペルー及びボリビアに関する外コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、 交政策に関すること。 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関 すること。

(欧州局に置く課) 第六款 欧州局

第五十三条 欧州局に、 政策課 次の四課を置く。

中・東欧課 西欧課

ロシア課 (政策課の所掌事務)

第五十四条 政策課は、 次に掲げる事務をつかさ

ること。 欧州局の所掌事務に関する総合調整に関す

二 欧州地域に関する総合的な外交政策に関す ること。

兀 関すること(他課の所掌に属するものを除を代表して行う外国政府との交渉及び協力に 欧州連合に関する外交政策に関すること。 欧州諸国及び欧州連合に関し、日本国政府

Ŧi. 属するものを除く。)。 を代表して行う国際機関等への参加及び国際一 欧州諸国及び欧州連合に関し、日本国政府 機関等との協力に関すること(他課の所掌に

欧州連合に関する政務の処理に関すること

前二号に掲げるもののほか、欧州諸国及び

(他課の所掌に属するものを除く。)

t 関係事務の総括に関すること。 欧州諸国及び欧州連合との間における対外

第五十五条 西欧課は、 次に掲げる事務をつかさ

二 前号に掲げる諸国(英領太平洋諸島を除 (中・東欧課の所掌事務) く。)に関する政務の処理に関すること。 センブルクに関する外交政策に関すること。 タ、モナコ、ラトビア、リトアニア及びルク ド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マル ーク、ノルウェー、バチカン、フィンラン ンマリノ、スウェーデン、スペイン、デンマ イタリア、英国、エストニア、オランダ、サ アイスランド、アイルランド、アンドラ、

第五十六条中・東欧課は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

ー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、 ニア、セルビア、チェコ、ドイツ、ハンガリ チア、コソボ、スイス、スロバキア、スロベ 北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロア アに関する外交政策に関すること。 テネグロ、リヒテンシュタイン及びルーマニ ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モン アルバニア、ウクライナ、オーストリア、

一 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関 すること。

(ロシア課の所掌事務)

第五十七条ロシア課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

シアに関する外交政策に関すること。 ア、タジキスタン、トルクメニスタン及びロ スタン、カザフスタン、キルギス、ジョージ アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキ

第七款 中東アフリカ局

二 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関

すること。

(中東アフリカ局に置く課)

第五十八条 中東アフリカ局に、アフリカ部に置 中東第一課 くもののほか、 次の二課を置く。

中東第二課

アフリカ第二課 アフリカ第一課 アフリカ部に、 次の二課を置く。

第五十九条 (中東第一課の所掌事務) 中東第一課は、次に掲げる事務をつ

整に関すること 中東アフリカ局の所掌事務に関する総合調

三アルジェリア、イスラエル、エジプト、 策に関すること。 中東アフリカ地域に関する総合的な外交政

ダン、リビア及びレバノンに関する外交政策リア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨル に関すること。

所掌に属するものを除く。)。 府を代表して行う外国政府との交渉及び協力 に関すること(アフリカ部及び中東第二課の 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政

際機関等との協力に関すること(アフリカ部府を代表して行う国際機関等への参加及び国 及び中東第二課の所掌に属するものを除く。) 中東及びアフリカの諸国に関し、日本国政

六 前二号に掲げるもののほか、第三号に規定 関すること。 する諸国及び西サハラに関する政務の処理に

外関係事務の総括に関すること(アフリカ部 中東及びアフリカの諸国との間における対 の所掌に属するものを除く。)。

(中東第二課の所掌事務)

第六十条 さどる。 中東第二課は、次に掲げる事務をつか

一 前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関 アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエ ーンに関する外交政策に関すること。 ル、クウェート、サウジアラビア及びバーレ メン、イラク、イラン、オマーン、カター

(アフリカ第一課の所掌事務)

すること。

第六十一条アフリカ第一課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

関すること。 アフリカ部の所掌事務に関する総合調整に

二 ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルー フリカ、トーゴ、ナイジェリア、ニジェー ネ、赤道ギニア、セネガル、チャド、中央ア 和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオ トジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共 ン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コー ル、ブルキナファソ、ベナン、マリ、 モーリ

タニア及びリベリアに関する外交政策に関す

三 アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表し < ` ° と(アフリカ第二課の所掌に属するものを除 て行う外国政府との交渉及び協力に関するこ

て行う国際機関等への参加及び国際機関等と四 アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表し の協力に関すること(アフリカ第二課の所掌 に属するものを除く。)。

、 アフリカ諸国との間における対外関係事務する諸国に関する政務の処理に関すること。 の総括に関すること。 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定

(アフリカ第二課の所掌事務)

第六十二条 アフリカ第二課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

に関する外交政策に関すること。 ビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーオピア、エリトリア、ケニア、コモロ、ザン シャス、モザンビーク、ルワンダ及びレソト イ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリ ブルンジ、ボツワナ、マダガスカル、マラウ シェル、ソマリア、タンザニア、ナミビア、 アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチ 前号に規定する諸国に関する政務の処理に

第八款 経済局 関すること。

第六十三条 経済局に、次の四課を置く。 政策課 (経済局に置く課)

国際経済課

経済連携課 国際貿易課

(政策課の所掌事務)

第六十四条 政策課は、 どる ること 経済局の所掌事務に関する総合調整に関す

次に掲げる事務をつかさ

三 対外経済関係に関し、日本国政府を代表し て行う外国政府との交渉及び協力に関するこ (他課の所掌に属するものを除く。)。 対外経済関係に係る外交政策に関すること

兀 て行う国際機関等への参加及び国際機関等と1 対外経済関係に関し、日本国政府を代表し のを除く。)。 の協力に関すること(他課の所掌に属するも と(他課の所掌に属するものを除く。)。

Ŧi. こと(対外経済関係に関するものに限り、他の利益その他の利益の保護及び増進に関する 日本国民の海外における法律上又は経済上

課の所掌に属するものを除く。)。 束の締結の準備及びその実施に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。 対外経済関係に関する条約その他の国際約

t び総括に関すること(他課の所掌に属するも のを除く。) 対外経済関係に関する対外関係事務の処理及 第三号から前号までに掲げるもののほか、

(国際経済課の所掌事務)

第六十五条 国際経済課は、次に掲げる事務をつ かさどる。

課の所掌に属するものを除く。)。 国際経済事情に関する調査を行うこと 他

三 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構 に係る外交政策に関すること。 に関し、日本国政府を代表して行う外国政府 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構

こと。 等への参加及び国際機関等との協力に関する との交渉及び協力に関すること。 に関し、日本国政府を代表して行う国際機関・地域的な経済統合体及び経済協力開発機構

Ŧi. 機構に関するものに限る。)。 こと(地域的な経済統合体及び経済協力開発 の利益その他の利益の保護及び増進に関する 日本国民の海外における法律上又は経済上

及びその実施に関すること。 に関する条約その他の国際約束の締結の準備 地域的な経済統合体及び経済協力開発機構

(国際貿易課の所掌事務)

第六十六条 国際貿易課は、次に掲げる事務をつ かさどる。

次に掲げる事項に係る外交政策に関するこ

に国際的な平和及び安全の維持に関連する国際貿易(開発途上地域に係るもの並び ものを除く。)

口 機構を除く。) じ。) に関する国際機関等(経済協力開発 連する国際貿易を除く。第九号において同 経済(国際的な平和及び安全の維持に関

政府を代表して行う外国政府との交渉及び協 力に関すること。 前号イ及びロに掲げる事項に関し、日本国

三 第一号イ及びロに掲げる事項に関し、日 び国際機関等との協力に関すること。 国政府を代表して行う国際機関等への参加及

四 日本国民の海外における法律上又は経済上 限る。)。 こと(第一号イに掲げる事項に関するものに の利益その他の利益の保護及び増進に関する

五 第一号イ及びロに掲げる事項に関する条約 に関すること。 その他の国際約束の締結の準備及びその実施

関税に関すること。

海運及び船舶の保護に関すること。

九 経済に関する国際機関等に提出する資料を 八 第一号イに掲げる事項に関する調査を行う

作成すること。

(経済連携課の所掌事務)

第六十七条 かさどる。 経済上の連携に係る外交政策に関するこ 経済連携課は、 次に掲げる事務をつ

一経済上の連携に関し、日本国政府を代表し ځ て行う外国政府との交渉及び協力に関するこ

三 経済上の連携に関し、日本国政府を代表し の協力に関すること。 て行う国際機関等への参加及び国際機関等と

四 日本国民の海外における法律上又は経済上 こと(経済上の連携に関するものに限る。)。 の利益その他の利益の保護及び増進に関する

五. 束の締結の準備及びその実施に関すること。 経済上の連携に関する調査を行うこと。 経済上の連携に関する条約その他の国際約

(国際協力局に置く課等) 第九款 国際協力局

第六十八条 国際協力局に、 健戦略官一人を置く。 次の九課及び国際保

政策課 開発協力総括課

気候変動課 地球規模課題総括課 地球環境課

緊急・人道支援課 国別開発協力第一課

国別開発協力第三 国別開発協力第二課

第六十九条 政策課は、 (政策課の所掌事務)

- どる。 次に掲げる事務をつかさ
- 国際協力局の所掌事務に関する総合調整に
- う外国政府との交渉及び協力に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。 経済協力に関し、日本国政府を代表して行 経済協力に係る外交政策に関すること。
- う国際機関等への参加及び国際機関等との協 除く。) 力に関すること(他課の所掌に属するものを 経済協力に関し、日本国政府を代表して行
- 般に関すること。 独立行政法人国際協力機構の組織及び運営
- すること する事務のうち外務省の所掌に係るものに関民間等の経済協力に係る活動との連携に関
- こと (大臣官房及び総合外交政策局並びに他関する対外関係事務の処理及び総括に関する 課の所掌に属するものを除く。)。 第十一条第一号イからハまでに掲げる事項に 第三号から前号までに掲げるもののほか、
- 所掌事務で他の所掌に属しないものに関する、 前各号に掲げるもののほか、国際協力局の

〔開発協力総括課の所掌事務〕

- 第七十条 開発協力総括課は、次に掲げる事務を
- 企画及び立案に関すること。 政府開発援助全体に共通する方針に関する 外務省の所掌に係る政府開発援助に関する
- 関係行政機関の行う企画の調整に関するこ
- 三 外務省の所掌に係る経済協力に関する総合 的な計画の作成に関すること。

政府開発援助のうち技術協力に関する関係

- 行政機関の行う企画及び立案の調整に関する ح 政府開発援助のうち有償の資金供与による
- 案の調整に関すること。 無償の経済協力に関すること 力に関する関係行政機関の行う企画及び立 (他課の所掌
- に属するものを除く。)。 (他課の所掌に属するものを除く。)。 外務省の所掌に係る技術協力に関すること
- ること(他課の所掌に属するものを除く。)。 外務省の所掌に係る有償の経済協力に関す

- に属するものを除く。)。 準備及びその実施に関すること(他課の所掌 協力に関する条約その他の国際約束の締結の 無償の経済協力、技術協力及び有償の経済
- 本邦からの海外投資に関する利益を保護
- 作成を行うこと。 経済協力事情一般に関する調査及び統計
- (他課の所掌に属するものを除く。)。 (海外移住に係る業務を除く。) に関すること 独立行政法人国際協力機構の行う業務
- 第七十一条地球規模課題総括課は、 (地球規模課題総括課の所掌事務)
- 事務をつかさどる。
- びに他課及び国際保健戦略官の所掌に属するの活動に係る外交政策に関すること(他局並 ŧ 経済及び経済協力の分野における国際連合 のを除く。)。
- 二 社会の分野に係る事項及び経済の分野に属 する問題であって、人類共通の福祉のため、 に係る事項に係る総合的な外交政策に関する 国際社会が共同して取り組む必要があるもの
- 三 国際連合憲章第五十七条に規定する専門機 関すること(他の所掌に属するものを除く。)関その他の国際機関の活動に係る外交政策に
- 兀 イ 掲げる事項に係る外交政策に関すること。 第一号及び前号に掲げるもののほか、次に 社会の分野に係る事項(人権、人道、 国際的な組織犯罪、 薬
- り組む必要があるものに係る事項(地球環 境及び保健を除く。) 共通の福祉のため、国際社会が共同して取
- のを除く。) に関する事務のうち外務省の所六 経済協力に関する国際機関等(地域別のも 別の計画の作成に関すること。
- 七 交渉及び協力に関すること。 し、日本国政府を代表して行う外国政府との第一号から第四号までに規定する事項に関
- 八 の参加及び国際機関等との協力に関するこ し、日本国政府を代表して行う国際機関等へ 第一号から第四号までに規定する事項に関

- 九
- 及び増進すること。

- 次に掲げる

- 援及び保健を除く。) 地球環境、人道支
- 経済の分野に属する問題であって、人類
- Ŧ. 外務省の所掌に係る経済協力に関する分野
- 掌に係るものに関すること。

- を除く。)に関する条約その他の国際約束の 締結の準備及びその実施に関すること。 経済協力に関する国際機関等(地域別のもの 第一号から第四号までに規定する事項及び
- 第七十二条 かさどる。 (地球環境課の所掌事務) 地球環境課は、次に掲げる事務をつ
- 加的に生ずるものをいう。以下同じ。)を除いて観測される気候の自然な変動に対して追 く。以下この条において同じ。) に係る外交 る気候の変化であって、比較可能な期間にお 変化させる人間活動に直接又は間接に起因す 政策に関すること。 地球環境(気候変動(地球の大気の組成を

<

- 二 地球環境に関し、日本国政府を代表して行 う外国政府との交渉及び協力に関すること。 う国際機関等への参加及び国際機関等との協 力に関すること。 地球環境に関し、日本国政府を代表して行
- 兀 (気候変動課の所掌事務) 締結の準備及びその実施に関すること。 地球環境に関する条約その他の国際約束の
- 第七十三条 気候変動課は、次に掲げる事項をつ かさどる。
- 二 気候変動に関し、日本国政府を代表して行 う外国政府との交渉及び協力に関すること。 う国際機関等への参加及び国際機関等との協 気候変動に関し、日本国政府を代表して行 気候変動に係る外交政策に関すること。
- (緊急・人道支援課の所掌事務) 締結の準備及びその実施に関すること。 気候変動に関する条約その他の国際約束の

力に関すること。

- 第七十四条 緊急・人道支援課は、 項をつかさどる。 次に掲げる事
- 国際緊急援助活動に関すること。 人道支援に係る外交政策に関すること。
- う国際機関等への参加及び国際機関等との協」 人道支援に関し、日本国政府を代表して行 う外国政府との交渉及び協力に関すること。 力に関すること。 人道支援に関し、日本国政府を代表して行
- (国別開発協力第一課の所掌事務) 締結の準備及びその実施に関すること。 人道支援に関する条約その他の国際約束の
- 第七十五条 国別開発協力第一課は、 事務をつかさどる 次に掲げる

- 開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所協力に関する計画の作成に関すること(国別 掌に属するものを除く。)。 国別及び地域別の無償の経済協力に関する 外務省の所掌に係る国別及び地域別の経済
- 三 外務省の所掌に係る国別及び地域別の技術 協力に関すること(国別開発協力第二課及び 第三課の所掌に属するものを除く。)。 こと(国別開発協力第二課及び国別開発協力

国別開発協力第三課の所掌に属するものを除

- 四 外務省の所掌に係る国別及び地域別の有償 課及び国別開発協力第三課の所掌に属するも の経済協力に関すること(国別開発協力第二
- 五. 移住に係る業務を除く。)に関すること。 独立行政法人国際協力機構の行う業務(海外 のを除く。)。 第二号から前号までに掲げる事務に関して
- 第三課の所掌に属するものを除く。)。 こと(国別開発協力第二課及び国別開発協力 国際約束の締結の準備及びその実施に関する 力及び有償の経済協力に関する条約その 国別及び地域別の無償の経済協力、技術協 他
- 協力第三課の所掌に属するものを除く。)。 すること(国別開発協力第二課及び国別開発 する事務のうち外務省の所掌に係るものに関 地域別の経済協力に関する国際機関等に関
- 及び国別開発協力第三課の所掌に属するもの その実施に関すること(国別開発協力第二課 する条約その他の国際約束の締結の準備及び を除く。)。 地域別の経済協力に関する国際機関等に関
- 九 賠償協定等(賠償又は無償の経済協力で賠 う。) の実施に伴う事務及び関係行政機関 るものに関する条約その他の国際約束をい 償の実施の方式と類似の方式により実施され 事務の総括を行うこと。
- び総括に関すること(国別開発協力第二課及別の経済協力に関する対外関係事務の処理及 び国別開発協力第三課の所掌に属するものを 前各号に掲げるもののほか、国別及び地
- (国別開発協力第二課の所掌事務)
- 第七十六条 国別開発協力第二課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる
- の諸国並びにアゼルバイジャン、 外務省の所掌に係る南西アジア及び中南米 アルメニ

ス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメ ア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギ ニスタンに関する国別及び地域別の経済協力 関する計画の作成に関すること。

の無償の経済協力に関すること。 外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に 前号に掲げる諸国に関する国別及び地域別

関する国別及び地域別の技術協力に関するこ 外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に

国際協力機構の行う業務(海外移住に係る業 すること 前三号に掲げる事務に関して独立行政法人

関する国別及び地域別の有償の経済協力に関

八

済協力に関する条約その他の国際約束の締結別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経、第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域 の準備及びその実施に関すること。 務を除く。)に関すること。

協力に関する国際機関等に関する事務のうち。第一号に掲げる諸国に関する地域別の経済 外務省の所掌に係るものに関すること。

の国際約束の締結の準備及びその実施に関す協力に関する国際機関等に関する条約その他第一号に掲げる諸国に関する地域別の経済

関する対外関係事務の処理及び総括に関する る諸国に関する国別及び地域別の経済協力に 前各号に掲げるもののほか、第一号に掲げ

第七十七条 国別開発協力第三課は、 (国別開発協力第三課の所掌事務)

次に掲げる

関すること。

事務をつかさどる 別及び地域別の経済協力に関する計画の作成おいて同じ。)、中東及びアフリカに関する国 及びトルクメニスタンを除く。以下この条に タン、キルギス、ジョージア、タジキスタン に関すること。 、アルメニア、ウズベキスタン、カザフス 外務省の所掌に係る欧州(アゼルバイジャ 兀

地域別の無償の経済協力に関すること。 欧州、中東及びアフリカに関する国別及び

三 外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリ カに関する国別及び地域別の技術協力に関す

カに関する国別及び地域別の有償の経済協力 外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリ

> Ŧi. 務を除く。)に関すること。 国際協力機構の行う業務(海外移住に係る業 前三号に掲げる事務に関して独立行政法人

地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償 締結の準備及びその実施に関すること。 の経済協力に関する条約その他の国際約束の 欧州、中東及びアフリカに関する国別及び

経済協力に関する国際機関等に関する事務の 欧州、中東及びアフリカに関する地域別の

t

の他の国際約束の締結の準備及びその実施に経済協力に関する国際機関等に関する条約そ うち外務省の所掌に係るものに関すること。 関すること。 欧州、中東及びアフリカに関する地域別の

力に関する対外関係事務の処理及び総括に関 びアフリカに関する国別及び地域別の経済協 すること。 前各号に掲げるもののほか、欧州、中東及

(国際保健戦略官の職務)

第七十七条の二 国際保健戦略官は、次に掲げる 事務をつかさどる。

健に関すること。 の活動に係る外交政策に関する事務のうち保 経済及び経済協力の分野における国際連合

関する事務のうち保健に関すること。関その他の国際機関の活動に係る外交政策に 項に係る外交政策に関する事務のうち保健に 国際連合憲章第五十七条に規定する専門機 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる事

支援を除く。) 物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道 社会の分野に係る事項(人権、人道、 薬

境を除く。) り組む必要があるものに係る事項(地球環 共通の福祉のため、国際社会が共同して取 経済の分野に属する問題であって、 人類

関すること。 を代表して行う外国政府との交渉及び協力に 前三号に規定する事項に関し、日本国政府

Ŧi. の参加及び国際機関等との協力に関するこ 第一号から第三号までに規定する事項に関 日本国政府を代表して行う国際機関等へ

する条約その他の国際約束の締結の準備及び その実施に関すること 第一号から第三号までに規定する事項に関

(国際法局に置く課等) 第十款

第七十八条 国際法局に、 官一人を置く。 次の四課及び社会条約

国際法局

国際法課

経済条約課

経済紛争処理課 (国際法課の所掌事務)

第七十九条 国際法課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

国際法局の所掌事務に関する総合調整に関

すること。 国際法に係る外交政策に関すること(他課

及び社会条約官の所掌に属するものを除く。)

三 確立された国際法規の解釈及び実施に関す ること

法律事項に関すること。 日本国政府として処理する必要のある渉外

兀

五 国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、 委員会及びアジア・アフリカ法律諮問委員会 に関すること。 国際法

査及び研究に関すること。 処理する必要のある渉外法律事項に関する調 確立された国際法規及び日本国政府として

(条約課の所掌事務) 関係事務の処理及び総括に関すること。 理する必要のある渉外法律事項に関する対外 確立された国際法規及び日本国政府として処 第三号から前号までに掲げるもののほか、

第八十条 条約課は、次に掲げる事務(経済条約 課及び経済紛争処理課並びに社会条約官の所掌 に属するものを除く。)をつかさどる。

二 条約その他の国際約束の締結、解釈及び実 その他の国際約束に係るものに限る。)。 施に関すること。 国際法に係る外交政策に関すること(条約

究に関すること。 条約その他の国際約束に関する調査及び研

括に関すること。 国際約束に関する対外関係事務の処理及び総前二号に掲げるもののほか、条約その他の

(経済条約課の所掌事務)

|第八十一条 経済条約課は、次に掲げる事務 済紛争処理課の所掌に属するものを除く。) つかさどる · 経 を

その他の国際約束であって経済又は経済協力 の分野に係る事項に関するものに係るものに 国際法に係る外交政策に関すること(条約

一 条約その他の国際約束(経済又は経済協力 締結、解釈及び実施に関すること。 の分野に係る事項に関するものに限る。) の

三 条約その他の国際約束(経済又は経済協力 関する調査及び研究に関すること。の分野に係る事項に関するものに限る。)に

事務の処理及び総括に関すること。項に関するものに限る。)に関する対外関係 国際約束(経済又は経済協力の分野に係る事 前二号に掲げるもののほか、条約その他

(経済紛争処理課の所掌事務)

第八十二条 経済紛争処理課は、次に掲げる事務 をつかさどる。

関するものに限る。)に基づく紛争解決に関 その他の国際約束(経済の分野に係る事項に することに限る。)。 国際法に係る外交政策に関すること(条約

一 条約その他の国際約束 (経済の分野に係る 決の処理に関すること(国際法課の所掌に属 事項に関するものに限る。)に基づく紛争解 するものを除く。)。

(社会条約官の職務)

第八十三条 かさどる。 社会条約官は、 次に掲げる事務をつ

事項に関するものに係るものに限る。)。 その他の国際約束であって社会の分野に係る 国際法に係る外交政策に関すること(条約

一 条約その他の国際約束(社会の分野に係る び実施に関すること。 事項に関するものに限る。)の締結、 解釈及

三 条約その他の国際約束(社会の分野に係る び研究に関すること。事項に関するものに限る。)に関する調査及

び総括に関すること。のに限る。)に関する対外関係事務の処理及 国際約束(社会の分野に係る事項に関するも 前二号に掲げるもののほか、条約その

第十一款 領事局

領事局に置く課)

第八十四条 政策課 領事局に、 次の四課を置く。

旅券課 海外邦人安全課

(政策課の所掌事務)

第八十五条 次に掲げる事務をつかさ

領事局の所掌事務に関する総合調整に関す

こと(海外邦人安全課の所掌に属するものを 海外における邦人に係る外交政策に関する

属するものを除く。)。 ること(海外邦人安全課及び旅券課の所掌に 表して行う外国政府との交渉及び協力に関す 海外における邦人に関し、日本国政府を代

び旅券課の所掌に属するものを除く。)。 等との協力に関すること(海外邦人安全課及 表して行う国際機関等への参加及び国際機関」海外における邦人に関し、日本国政府を代 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲 在外選挙の実施に関すること。

課の所掌に属するものを除く。)。 投票の実施に関すること。 益その他の利益の保護及び増進に関すること (経済局及び国際協力局並びに海外邦人安全 海外における邦人の法律上又は経済上の利

法改正の国民の承認に係る投票における在外

際約束の締結の準備及びその実施に関するこれ。海外における邦人に関する条約その他の国 と(海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属す るものを除く。)。 海外における邦人の身分関係事項に関する

公の機関が発給した文書の内外にわたる証明 身分関係事項その他の事実について内外の に関すること。

海外移住に関すること。

(海外邦人安全課の所掌事務) 課及び旅券課の所掌に属するものを除く。)。 の処理及び総括に関すること(海外邦人安全 か、海外における邦人に関する対外関係事務三 第三号から前号までに掲げるもののほ 海外交流審議会の庶務に関すること。

(外務人事審議会)

第八十六条 海外邦人安全課は、次に掲げる事務

の他の安全並びに財産の保護に係る外交政策海外における邦人の生命及び身体の保護そ 関すること。

海外における邦人の財産の保護に関するこ (経済局及び国際協力局の所掌に属するも 2

海外における邦人の生命及び身体の保護そ|3

の他の国際約束の締結の準備及びその実施にの他の安全並びに財産の保護に関する条約そ 海外における邦人の生命及び身体の保護そ

(旅券課の所掌事務)

第八十七条 旅券課は、 に関する事務をつかさどる。 旅券の発給及び海外渡航

第八十八条 外国人課は、次に掲げる事務をつか さどる。 2

行う外国政府との交渉及び協力に関するこ 在日外国人に関し、日本国政府を代表して 在日外国人に係る外交政策に関すること。

協力に関すること。 行う国際機関等への参加及び国際機関等との 在日外国人に関し、日本国政府を代表して

査証に関する条約その他の国際約束の締結

総括に関すること。 在日外国人に関する対外関係事務の処理及び

(国際情報官) 第十二款 国際情報統括官

2 第八十九条 外務省に、国際情報官四人を置く。 のつかさどる職務を助ける。 国際情報官は、命を受けて、 審議会等 国際情報統括官

(設置) 第三章

第九十条 海外交流審議会 外務人事審議会 外務省に、 次の審議会等を置く。

第九十一条 外務人事審議会は、外務公務員法及 令(昭和二十七年政令第四百七十三号)第一条 限に属させられた事項並びに外務公務員法施行 務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二 理する。 の規定によりその権限に属させられた事項を処 十七年法律第九十三号)の規定に基づきその権 び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

外務人事審議会は、 外務大臣に意見を述べることができる。 前項に規定する事項に関

令(昭和二十七年政令第百一号)の定めるとこ 前二項に定めるもの 1関し必要な事項については、外務人事審議会

第九十二条海外交流審議会は、 ろによる。 (海外交流審議会)

をつかさどる。

に関する重要事項を調査審議すること。 外務大臣の諮問に応じ、海外との人の交流

(外国人課の所掌事務)

兀 査証に関すること。

五. の準備及びその実施に関すること。

3

t 六 在日外国人の待遇に関する関係行政機関の 事務の連絡調整に関すること。 第二号から前号までに掲げるもののほか、

4

(施行期日)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政第二条 国際協力局開発協力総括課は、第七十条 法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力 機構法(平成十四年法律第百三十六号)附則第 (平成十三年一月六日) から施行する。 (国際協力局開発協力総括課の所掌事務の特例)

に関する事務をつかさどる。 附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一

この政令は、平成十三年四月一日から施行す

この政令は、

平成二十年四月一日から施行す

九号) 附 則 (平成一四年四月一日政令第一1

この政令は、公布の日から施行する。 二五号) (平成一五年三月三一日政令第

のほか、外務人事審議会 この政令は、

則

附 則 (平成一五年四月一日政令第一七

次に掲げる事務

二号) 抄

この政令は、公布の日から施 附 則 抄 (平成一五年四月二日政令第一九

関し必要な事項については、海外交流審議会令 前項に定めるもののほか、海外交流審議会に 二 前号に掲げる重要事項に関し、外務大臣に (昭和三十年政令第百十一号)の定めるところ 意見を述べること。

(外務省研修所) 第四章 施設等機関 による。

2 外務省研修所は、外務省の職員に対してその第九十三条 外務省に、外務省研修所を置く。 る 職務を行うに必要な訓練を行うことをつかさど

事項は、外務省令で定める。 置、内部組織その他外務省研修所に関し必要な 前項に定めるもののほか、外務省研修所の位

第二十八号に規定する政令で定める文教研修施・ 外務省研修所は、外務省設置法第四条第一項 設とする。

三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務

平成十五年四月一日から施行す

号 (平成一五年四月一日政令第一七

この政令は、 公布の日から施行する

(施行期日)

1

(施行期日)

この政令は、公布の日から施 一〇号) 附 則 (平成一五年九月一二日政令第四 行する。

施行する。 し、第一章の規定は、平成十五年十月一日 この政令は、公布の日から施行する。 ただ から

附 - 二号) 則 (平成一五年九月一二日政令第四

し、第一章の規定は、平成十五年十月一日 施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 いから

五五一号) (平成一五年一二月二五日政令第

保護に関する法律の施行の日 日) から施行する。 この政令は、行政機関の保有する個人情報の (平成十七年四月

四七号) (平成一六年七月二八日政令第二 抄

施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十六年八月一日 Iから施

四四号) 附 則 (平成一八年七月二六日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十八年八月一日から施

八号) 附 則 (平成二〇年三月二四日政令第五

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二

る。 この政令は、 〇三号 平成二十年七月一日から施行す

第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 する。 する。 施行する。 ら施行する。 法律の施行の日(平成二十二年五月十八日)かこの政令は、日本国憲法の改正手続に関する 施行する。 正する法律(平成十九年法律第百八号) る。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、平成二十七年四月一日から施行四号) 抄 条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十寸る法律(平成十九年法律第百八号)附則第条 この政令は、国家公務員法等の一部を改 この政令は、 この政令は、 この政令は、平成二十六年四月一日から施行 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、 年四月一日)から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。四三号) この政令は、平成二十一年七月二十七日から 〇 附 六 号 則 四附号則 四附号訓 四附号副 附則 五附九号) 附 則 七号) 八一号) 附 則 則 則 則 則 抄 (平成二一年七月一五日政令第一 (平成二五年五月一六日政令第一 (平成二七年三月一八日政令第七 (平成二四年八月一日政令第二〇 (平成二四年三月三一日政令第九 (平成二三年三月三一日政令第六 (平成二二年五月一四日政令第一 (平成二一年三月六日政令第三〇 (平成二〇年八月二七日政令第二 (平成二三年七月八日政令第二一 、平成二十年十月一日から施行すり 《平成二六年三月三一日政令第一 平成二十三年四月一日から施行 平成二十三年七月九日から施行 平成二十四年四月一日 から 1 1 る。 する。 する。 する。 する。 する。 この政令は、平成二十八年四月一日から施行(施行期日) (施行期日) この政令は、平成三十一年四月一日から施行四号) 附 則 (平成三一年三月二五日政令第五 この政令は、平成三十年七月一日から施行す この政令は、平成二十九年八月一日から施行〇一号) の一号) この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、 この政令は、 この政令は、平成三十年四月一日から施行す この政令は、平成二十八年四月一日から施行―四号) 〇三号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、 二八号) 九 附三号) 三号) 二附号 訓 〇 附 号 則 四 附八号 則 四附号副 附 附 附 号 則 則 則 則 則 則 (平成二七年一二月八日政令第四 (平成二八年三月三一日政令第一 (平成二七年六月一〇日政令第二 (平成二八年九月七日政令第二九 (平成三〇年三月三〇日政令第八 (平成二八年三月三一日政令第 (平成三一年三月三〇日政令第 (平成二七年四月二二日政令第二 (令和二年三月三一日政令第一三 (平成三〇年六月二九日政令第 平成三十一年四月一日から施行 公布の日から施行する。 令和二年四月一日から施行す :和二年七月三一日政令第二三 | 法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年||第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査 二月十七日)から施行する。 (施行期日) この政令は、令和二年八月三日から施行す この政令は、 〇 附号 則 号 附 則 (令和四年九月二〇日政令第三一 (令和五年二月一〇日政令第三三 令和四年九月二十六日から施行